

重要事項説明書(介護保険)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 FOREST
主たる事務所の所在地	福岡県飯塚市口原 50-7
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 平生 仁志
電話番号	0948-43-2620
介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	アース訪問看護ステーション (福岡県飯塚市)
各事業所につき介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所番号	4065590475
通常の事業の実施地域	田川市、田川郡(川崎町、糸田町、福智町、添田町、大任町、赤村、香春町)飯塚市、嘉穂郡(桂川町)嘉麻市、直方市、鞍手郡(鞍手町、小竹町)宮若市、北九州市(離島は除く)

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	アース訪問看護ステーション
所在地	福岡県飯塚市口原 50-7
電話番号	0948-43-2620

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護を通して、地域医療・福祉に貢献する。
運営の方針	利用者の意思、人格を尊重して利用者の心身の状況、能力、環境に適切な最大限のサービス提供を行う。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	
保健師 0人以上	常勤 名以上、非常勤 名以上 (午前 時 ~ 午後 時) 名以上
看護師 4人以上	常勤 4名以上、非常勤 名以上 常勤(午前 8 時 30 分 ~ 午後 17 時 30 分) 4名以上 非常勤 名以上

准看護師 1人以上	常勤0名以上 (午前 時 分～午後 時 分)0名以上 非常勤 1名以上
理学療法士 0人以上	常勤 名以上、非常勤 名以上 (午前 時 ～午後 時 分) 名以上 非常勤 名以上
作業療法士 1人以上	常勤1名以上 (午後8時30分～午後17時30分)1名以上

(1) 管理者 看護師 1名(常勤)以上

管理者は、従業者の管理、指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員:保健師、看護師または准看護師

常勤換算 2.5名以上(内、常勤 1名以上。1名は管理者と兼務)

看護職員(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、指定訪問看護等の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士: 適当数※必要に応じて雇用する。

訪問看護等(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

5. 営業時間

営業日	日曜日休み(お盆 8/13～8/15、年末年始 12/30～1/3)
営業時間・サービス提供時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※ その他時間に応じる。必要に応じて休日対応。

6. 苦情申立窓口

当事業所お客様相談窓口	ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ご利用方法 電話 0948-43-2620 面接 当事業所 窓口責任者 平生 仁志
公的機関の相談窓口	
飯塚市 高齢介護課 給付係	0948-22-5500
嘉麻市 高齢介護課 介護給付係	0948-42-7431
福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	0948-65-1151
福岡県介護保険広域連合 田川・田川支部	0947-49-1093
福岡県介護保険広域連合 鞍手支部	0949-34-5046
直方市 健康長寿課 介護サービス係	0949-25-2390
北九州市 保健福祉課 門司区	093-331-1894
北九州市 保健福祉課 小倉北区	093-582-3433
北九州市 保健福祉課 小倉南区	093-951-4127
北九州市 保健福祉課 若松区	093-761-4046

北九州市 保健福祉課 八幡東区	093-671-6885
北九州市 保健福祉課 八幡西区	093-642-1446
北九州市 保健福祉課 戸畑区	093-871-4527
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859

7.緊急時及び事故発生時の対応方法

(1)利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

(2)当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

(3)24 時間対応について

1. 電話連絡を受け、状態をお聞きし下記の様に対応いたします。

(1) 訪問による対応をする。

(2) 状態により電話対応のみとなることもあります。

(3) 緊急性が高い場合、救急車要請をお願いすることもあります。

2. 自宅に伺うまで、ある程度の時間を要します。

(4)虐待防止

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待を防止するための指針の整備。

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族など高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

8.秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

9.訪問時間の変更、休みについて

基本的に訪問時間の変更、休みがないように努力いたしますが、事故、病気、担当者会議、研修、学会などでやむを得ず、訪問実施時間を変更及び欠席する場合には、管理者の許可を受けます。その上でご利用者様の許可を頂くこととします。また、道路交通の状況により訪問時間が多少前後する場合や状況によっては行けない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

10.看護・リハビリテーションの実施について

訪問看護ステーションにおける看護師及び理学療法士等は、医師の指示書に基づく処置、治療を実施することとなりますので、医師の指示に基づく処置、治療を拒否された場合、医師と協議の上、治療を中止させていただく場合がございます。

また、今後、何らかの理由により、ご利用様が治療に満足されない場合には、事業所の提供できるサービスが不十分であるとみなし、不本意ではありますが、医師、ケアマネージャーと協議の上、契約を解除させていただきます。あらかじめご了承ください。

11.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1)看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2)看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- (3)看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。